

議案第26号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって奈良県市町村総合事務組合から葛城広域行政事務組合を脱退させることとし、奈良県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

天理市長 並 河 健

奈良県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合格約（平成20年3月18日奈良県指令市町村第1143号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、葛城広域行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。